

平成12年6月12日制定

西宮市地域保健推進協議会要綱

(設置)

第1条 西宮市における地域保健問題を広域的かつ専門的な立場からの確に把握するとともに、保健所事業が地域において円滑かつ効果的に進められるよう検討を行い、もって地域保健の向上に寄与するため、西宮市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域保健対策の総合的な推進に関する事項その他前条の設置の趣旨に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者、団体の代表者若しくは職員のうちから市長が依頼する。

- (1) 西宮市
- (2) 関係行政機関
- (3) 医療関係団体
- (4) 医療機関
- (5) 保健衛生関係団体
- (6) 社会福祉関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 一般公募者
- (9) その他適当と認める者

2 前項第8号に規定する公募委員は2名以内とし、別に定める西宮市地域保健推進協議会公募委員募集要領により募集する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2回を限度として再任されることができる。ただし、市長においてやむ

を得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 関係行政機関の職員その他議事に関係のある者は、委員長の承認を受けて会議に出席し、意見を述べることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(謝金)

第8条 協議会の委員の謝金は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）を準用し、当該条例別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。ただし、常勤の地方公務員の職にある者には支給しない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉局保健所保健総務課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(召集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に召集される協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

付 則

この要綱は、平成16年9月17日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から実施する。